

議案第1号

木津川市組織条例の一部改正について

木津川市組織条例（平成19年木津川市条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年1月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

多様化する行政課題に迅速に対応し、高い市民サービスを提供する組織機構を構築するため、所要の改正を行うものです。

木津川市組織条例の一部を改正する条例（案）

木津川市組織条例（平成19年木津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(組織の設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、<u>市長直轄組織及び部を置き、次のとおり市長の権限に属する事務を分掌させる。</u></p> <p>（1）<u>市長直轄組織</u></p> <p>ア <u>消防、防災及び危機管理に関すること。</u></p> <p>イ <u>秘書及び涉外に関すること。</u></p> <p>ウ <u>褒章及び表彰に関すること。</u></p> <p>エ <u>人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。</u></p> <p>（2）<u>企画戦略部</u></p> <p>ア～サ （略）</p>	<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、<u>市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長直轄組織（秘書及び交際並びに人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項を所掌する組織）及び次の部を置く。</u></p> <p>（1）<u>マチオモイ部</u></p> <p>（2）<u>総務部</u></p> <p>（3）<u>市民部</u></p> <p>（4）<u>健康福祉部</u></p> <p>（5）<u>建設部</u></p> <p><u>（分掌事務）</u></p> <p>第2条 <u>各部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>マチオモイ部</u></p> <p>ア～サ （略）</p>

(3) 総務部

ア～エ (略)

オ 交通安全及び防犯に関すること。

カ～ヲ (略)

サ (略)

シ 工事等の入札及び契約に関すること。

ス (略)

(4) 市民環境部

ア～ケ (略)

(5) 健康福祉部

ア～エ (略)

オ こども政策に関すること。

カ 幼児教育・保育に関すること。

キ こども家庭センターに関すること。

ク・ケ (略)

(6) 建設部

ア～ヲ (略)

シ 農林水産業に関すること。

ス 土地改良事業の調整に関すること。

(2) 総務部

ア～エ (略)

オ～ケ (略)

コ 防災に関すること。

サ 防犯及び交通対策に関すること。

シ (略)

ス (略)

(3) 市民部

ア～ケ (略)

(4) 健康福祉部

ア～エ (略)

オ・カ (略)

(5) 建設部

ア 工事の入札及び契約に関すること。

イ～サ (略)

<p>サ 農林水産業に関すること。</p> <p>シ 土地改良事業に関すること。</p>	
<p>第2条・第3条 (略)</p>	<p>第3条・第4条 (略)</p>

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第1号 木津川市組織条例の一部改正について	
担 当 課	学研企画課 企画広報係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>多様化する行政課題に迅速に対応し、高い市民サービスを提供する組織機構を構築するため、関係条例について所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署と協議・検討を行い、改正案を策定。</li> <li>・政策会議（1月5日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 ア. 組織・機構の強化
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	<input type="checkbox"/> 単年度( 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度( 年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>市民サービスの向上や、特色・魅力あるまちづくりを推進するとともに、限られた人員を最大限に活用することで、より効率的な組織機構の構築を図ります。</p>	